

平成 29 年 9 月 19 日
電力・ガス取引監視等委員会

原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価について 料金審査専門会合を開催します

経済産業大臣から本委員会宛てに任意の意見の求めのあった旧一般電気事業者 9 社（北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力）の原価算定期間終了後の事後評価として、現行料金の妥当性を確認するため、平成 29 年 10 月より料金審査専門会合を開催して審議を行う。

1. 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価について

原価計算期間終了後に小売電気料金の原価の洗い替えを行わない場合において、引き続き当該料金原価を採用する妥当性については、従来、経済産業省で評価を実施するとともに、経済産業省及び旧一般電気事業者各社において、以下のような情報公開の取組を実施しているところ。

- ①経済産業省において、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認し、その結果を公表する（必要に応じて、料金値下げに係る変更認可申請命令の要否を検討する）。
- ②旧一般電気事業者各社において、規制部門と全社計に区分した人件費等の実績値の比較結果をホームページで公表する。

2. 事後評価の進め方

- ①北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー（以下、東京 EP という）、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力
料金審査専門会合において、電力・ガス取引監視等委員会事務局より、9 社の電気事業利益率の状況等について要約した資料を提出・説明を行い、これに基づき審議を行う。
- ②中部電力、東京 EP 及び四国電力
料金審査専門会合において、各社より費目毎の想定原価と実績との比較及び乖離状況等の説明を行い、これに基づき審議を行う。

< 2. ②の電力会社の選定理由 >

- 中部電力－平成 26 年度の料金値上げ時に経済産業省として継続的に監視していくこととされているとともに（別添 1）、震災後行われた値上げに係る初めての原価算定期間終了後の事後評価であることから、消費者基本計画の工程表（別添 2）において今年度に事後評価を行う旨記載されているため
- 東京 EP －審査基準の<ステップ 1>電気事業利益率による基準に抵触し、かつ公的資金の投入がされており、規模が大きく影響が広範であるため
- 四国電力－現行料金原価において稼働を織り込んでいる原子力発電所（伊方 3 号機）のすべてが昨年度再稼働しているため

（本発表資料のお問い合わせ先）

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 鎌田

統括ネットワーク事業管理官 野沢

担当者：曾根、雨田

電話：03-3501-1511（内線 4381～4）

03-3501-1552（直通）

(別添1) 中部電力認可時

○事後検証については、以下のような課題があると考えており、今後、検討を行うべきである。

- ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させ、継続的なコスト削減インセンティブを与える観点からの検証（トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む。）
- ・料金算定の前提条件が、認可時からどの程度かい離れたかの観点からの検証
- ・費用と、料金メニューごとの収入及び販売電力量に関し、実績値や見込み額の原価算定期間内の進捗状況についての定期的かつ一覧性のある分かりやすい形での消費者への公表の在り方
- ・なお、役員報酬等について、原価算入される額が実績額とかい離する場合、かい離が生じた原因について、附帯事業等との関係も含めて、中部電力株式会社において十分説明するよう促すべきである。
- ・競争入札等、調達の合理化を経済産業省資源エネルギー庁がチェックし、その結果を公表する仕組みを具体化すべきである。

1. 燃料調達については、特にLNGについて、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度の在り方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案においても「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないよう、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである。」とされている。
2. 原価算定期間終了後の事後評価の仕組みとしては、有識者会議報告書において、原価と実績の比較等について規制・自由化部門に分けて評価を実施し、必要に応じて電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否を検討することが提言され、これを受け「電気料金情報公開ガイドライン」を平成24年3月30日に改定するとともに、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」を平成25年3月19日付けで改定し、客観的な基準を設定した。
3. 一般電気事業者は、当該ガイドラインに基づき、原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等について、規制部門と自由化部門に分けた自己評価を公表・説明する。また、行政は、当該基準に基づき、原価算定期間終了後も料金改定を行っていない一般電気事業者について、(イ)規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値が、一般電気事業者10社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認し、上回っている場合には、(ロ)前回料金改定以降の超過利潤累積額が事業報酬の額を超えているか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認し、該当する場合には電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令の対象とするとともに、確認結果を毎年公表することとしている。中部電力の原価算定期間終了後の料金についても、この基準に基づき、客観的な評価を行うとともに結果を公表することにより、適切な検証を行っていく。なお、中部電力はホームページ上で、

部門別収支計算書)、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値、供給約款と選択約款の平成20年料金改定時の原価、電力量、料金収入、改定以降の実績を公表している。

4. また、有識者会議報告書においては、原価算定期間内の評価として、一般電気事業者が決算発表時等に、決算実績や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家が分かりやすい形で説明することが適当であるとされており、今後とも、一般電気事業者において、消費者にとって分かりやすい情報の提供が行われるよう努めてまいりたい。
5. 関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案において、今後の課題として「経営効率化に関し、今回の申請にとどまらずより長期的かつ持続的、効果的に経営効率化の取組を進めていくため、例えば発注の仕様を社内の人材が作成するために必要なエンジニアリング能力を向上させるなど、様々な取組を行い、その取り組みを随時公開するべき。また、経営効率化計画に係る評価について、電気料金の透明性を確保し、以って需要家の理解を得るために、外部の第三者の視点を取り入れた検討・検証を行う仕組みを導入するなど、電気事業者の経営効率化インセンティブを更に促進する仕組みを検討すべきである。」としており、今後必要に応じて対応策を検討してまいりたい。

(出典:「消費者庁からの意見への対応について」平成26年4月 経済産業省 より抜粋)

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	<p>公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施 【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】</p>					公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性、情報提供の状況
		<p>電力の小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>					
		<p>都市ガスの小売料金全面自由化に当たって、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>					
		<p>電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>	<p>電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>	<p>電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>			
			<p>電力託送料金認可後のフォローアップ【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>		<p>託送収支の事後評価【消費者庁、経済産業省】</p>		

(出所:「消費者基本計画工程表」平成27年3月24日(平成29年6月21日改定)
消費者政策会議決定より抜粋)